

明石市立二見こども園電話設備等改修修繕

特 記 仕 様 書

令和5年11月

明石市こども局こども育成室施設担当

I 一般事項

- (1) 目的：本事業は、明石市二見こども園の電話通信設備等について、適切な教育・保育環境を確保するために、必要な整備をしようとするものである。
- (2) 名称：明石市二見こども園
- (3) 場所：明石市二見町東二見448（明石市立二見こども園内）
- (4) 工事種別：修繕
- (5) 工事期間：契約日の翌日～令和6年1月9日
但し、電話線改修工事については、以下の期間内に実施することを原則とする。
 - ① 令和5年12月23日～28日
 - ② 令和6年1月4日～8日（詳細は、下記Ⅱ1(2)⑤のとおり、落札業者と市、施設との打ち合わせの上決定する）
- (6) 工事内容：
 - ① 主装置の設置
 - ② 電話機の交換
 - ③ 園内回線の改修
 - ④ トランシーバーの導入
- (7) 支払条件：完成後一括払い
- (8) 事前調査等：事前調査が必要な場合は、二見こども園長（谷河園長）に電話連絡の上、入札書提出日前日までに行うこと
- (9) その他
 - ・明石市は、仕様書等に適合しない場合等には、修補等の対応を請求することができる。
 - ・詳細については、市の担当者に照会のこと。また指示に従うこと。

Ⅱ 工事仕様

1. 各工事共通

- (1) 総則
 - ① 関係法規、条例及び規則等を遵守し、必要に応じて届出や手続きを遅滞なく請負者が代行し、必要とする費用（手続き費、手数料等）はすべて請負者の負担とすること。
 - ② 本工事施工にあたって災害防止に努めること。
 - ③ 工事完成から引渡しまでの試験運転及び各試験等の費用等はすべて請負者の負担とすること。
- (2) 安全対策等
 - ① 施工期間を通してこども園が運営を継続することから、施工箇所については、必要に応じて仮設フェンスを設置する等により園児の往来の安全を確保すること。
 - ② 工事現場に出入りする車両は積載違反をしてはならない。
 - ③ 工事現場内は定期的に清掃を行い、こども園の利用者等に不快感を与えないように努めること。
 - ④ 原則として、日曜日、祝日及び夜間の作業は行わないものとする。

- ⑤ 工事現場への車両の出入り時間や台数等の安全対策、騒音を伴う作業の実施日時等の施工計画について、着手前に二見こども園長との間で十分に協議を行うこと。なお、曜日、時間及び車両台数等について相当制約がかかる場合があることを想定すること。
- ⑥ 事故及び苦情が発生した場合には速やかに対応し、処置内容を記録し、明石市こども育成室まで報告すること。

(3) 書類

着工届等の提出書類については、明石市こども育成室の指示によること。

(4) 特記項目

- ① 本工事は災害・危険防止等に最前の注意を払い万全の体制で施工すること。
- ② 敷地内（工事エリアも含む）およびその周辺は全面禁煙とする。
- ③ 工事着工前に敷地内外の撮影を行い、工事完了時に現状復旧が完全に行われているか確認すること。
- ④ 工事現場に出入りする車両は道路等の美化推進に努め、万一汚した場合には速やかに清掃すること。
- ⑤ 本工事は安全対策のほか、騒音・粉じん対策を十分に行うこと。
- ⑥ 工事契約後、施設利用法人との調整により工事内容に変更が生じる場合は、本市担当者との協議のうえ、対応を決定すること。
- ⑦ 各使用製品等については、本仕様書記載の同等品以上のものとする。但し、トランシーバーについては別紙内訳書記載の製品とすること。
- ⑧ FAX 回線は現状のままとすること。
- ⑨ 既設配線がある場合、利用可能なものは再利用して差し支えないこと。

2. 各工事について

(1) 電話機設置個所

電話機の設置個所は次の通り

- ① 保育所棟 事務室
- ② 保育所棟 はな組保育室
- ③ 幼稚園棟木造園舎 職員室
- ④ 幼稚園棟鉄筋園舎1階 なかよしの部屋
- ⑤ 幼稚園棟鉄筋園舎2階 大保育室

※各室内の具体的な設置場所については事業者決定後に指定する。

(2) その他

別紙「修繕内訳書」、「現況図（県警ホットライン系統図）」、「電話更新図」のとおり